

預け先の施設で子どもがけが 原因の特定阻む「法律の壁」

社会 | 速報

毎日新聞 | 2021/6/19 06:30 (最終更新 6/19 06:30) 2391文字



男児の頬にできた皮下出血の痕。母親は「『僕が悪い子だからやられたんだ』と今でもすすり泣くことがある」と語る = 保護者提供

幼い我が子が預け先の施設からけがをして帰ってきたら、親はどう思うだろう。転倒や子ども同士のトラブルならともかく、職員による虐待が疑われるケースは責任を追及するのが当然だ。ところが、捜査権限のない行政の調査では限界がある。相手が否定し警察が立件しなければ真相はやぶの中に、となるケースが多い。群馬県藤岡市の認定こども園で昨年度、そんな「法律の壁」を感じさせる出来事が起きた。【鈴木敦子、佐藤伸】

「子どもが園でけがをした」。2020年7月、藤岡市の認定こども園に通う男児の保護者から市にそんな相談が寄せられた。帰宅した男児の頬や首にあざがあり、男児が「担任の先生にやられた」と説明したことなどから、保護者は虐待を疑った。だが、園側は否定し、家庭内でけがした可能性を主張した。

市は、子育て環境の充実などを目的にした子ども・子育て支援法に基づき、園への立ち入り調査に乗り出した。同法の運営基準は認定こども園などでの虐待を禁じており、担当者は「子どもを預かる施設としてふさわしいか、体制に不備はないか、確認する必要があった」と振り返る。だが、捜査機関ではない行政が「密室」での虐待の有無を確認することは難しい。同8月、保護者と園長らを市役所に呼んで事実関係の確認を試みたが、双方の主張は真っ向から対立し、けがの原因は特定できなかった。

一方、同10月にも同じ園に通う別の男児の保護者から、子どもの足にあざが見つかったという相談が市に寄せられた。保護者によると、男児は「担任の先生につねられた」などと話し、医療機関を受診したところ、「強く圧迫されたことによる皮下出血」と診断されたという。市は再び

Amazonギフト券が当たる!!

ウォール・ストリート・ジャーナル提携5周年キャンペーン

応募はこちら

園側の主張はどんな内容なのか。5月中旬、毎日新聞が取材すると、対応した副園長は困惑した様子で当時を振り返った。「保護者から『あざがある』と言われましたが、直接あざを見せてもらうことはできませんでした。なぜ見せてもらえないのか不思議で、けがをした子どものことが心配でした」



男児のけがをスマートフォンで撮影した保護者。被害を訴えてから、送迎時に園の職員から無視され続けたといい「親子でたくさん傷ついた」と振り返る
= 藤岡市内で2021年6月8日、鈴木敦子撮影

同席した園長は「担任は絶対にやっていない。本人も身に覚えがないと言っている」と強調。「行政は保護者の味方なのか、園の言うことは聞いてくれなかった。保護者がうそをついた可能性もある」と、行政や保護者への不信感も吐露した。



保護者2人は警察に被害届を出したが、「証拠不十分」だとして立件は見送られたらしい。保護者の1人は、加害者の可能性がある人との接触を控えるよう警察に求められ、男児をしばらく登園させなかった。副園長の「困惑」の裏側にはそんな理由があった。

けがの原因は特定できなかったものの、市は20年11月25日付で「立入等検査指摘事項」を記した文書を園に通知。指摘事項は、子どもの体調急変時などに保護者や医療機関にすぐ連絡できるよう体制の確保や対応方法の指針を整備する▽事故の発生や危険性があった場合の記録を5年間保存する▽安全な教育・保育の安定的提供に向けた職員配置体制にする――の3点だった。

市から報告を受けていた県私学・子育て支援課も認定こども園法に基づいて21年2月に定期監査を、同3月に立ち入り検査を行い、同3月25日付で「指導監査結果」を通知した。具体的には、保護者と密接に連絡して理解と協力を得る▽外部や園内の研修を通じて職員の資質向上を図る▽苦情解決第三者委員会を設置する――の3点を文書で指摘し、ヒヤリハット事例の収集や分析に取り組むよう口頭で伝えた。

県が虐待の可能性には触れず、運営に関する指摘にとどめたのは、認定こども園法が行政の立ち入り検査を「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」と規定しているためだ。県の担当者は「暴行の有無を確認するのは警察。あったという前提で話は聞けず、確認できなかった以上は処分や命令を出せない」と語る。法を所管する内閣府の子ども・子育て本部は「その規定があるから何もできないわけではないが、令状不要の調査は慎重に行う必要がある」

Amazonギフト券が当たる!!

ウォール・ストリート・ジャーナル提携5周年キャンペーン

応募はこちら



毎日新聞が情報公開請求で入手した認定こども園に対する藤岡市の通知

子どもを守る法律として児童虐待防止法があるが、これは加害者を保護者らに限定している。民法が子どもへの「懲戒権」を保護者に認めており、しつけと称した体罰を防ぐためだ。そもそも、保護者以外が子どもに暴行を加えれば、刑法の暴行罪などに問われる。

一方、幼稚園は学校教育法に「体罰禁止」が明記されているが、認定こども園法にその規定はない。代わりに認定こども園や保育所での「虐待禁止」は、県や市の条例で規定されている。子どもを守る法律の現状について、東京都文京区子ども家庭支援センター元所長で児童福祉行政に詳しい日本大の鈴木秀洋准教授は「関わる大人や施設ごとに法律が細切れになっていることが問題。子どもの命を守るという点で『ワンストップ』になっていない」と指摘する。

確かに、所管する省庁だけを見ても、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省、認定こども園は内閣府と縦割りになっている。鈴木准教授は言う。「行政側でも子どもを守る法律の運用を統一的に把握している人が少ない。広い意味での法の不備、欠陥だ。各自治体の条例も含めた再構成が必要ではないか」

また、保育の質の問題に詳しい日本総合研究所の池本美香・上席主任研究員は「先生は『良い人』という前提で、施設は事実上の密室になっている。子どもの証言だけでは事実関係の認定が難しいのは当然で、予防の取り組みをもっと議論すべきでは」と投げかける。

海外では保護者が日常的に施設に出入りしたり、保護者代表と施設側が運営について話し合う会議の設置を義務化したりする取り組みがあるという。虐待が疑われるケースの対処方法を見直すと同時に、未然防止の観点も求められている。

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagrophy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.

Amazonギフト券が当たる!!

ウォール・ストリート・ジャーナル提携5周年キャンペーン

応募はこちら